

○茅ヶ崎市ケアセンター条例施行規則

平成10年9月28日

規則第27号

改正 平成11年5月28日規則第29号

平成12年3月29日規則第19号

平成13年6月26日規則第36号

平成16年9月29日規則第55号

平成17年2月23日規則第2号

平成18年3月24日規則第14号

平成21年2月26日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市ケアセンター条例（平成10年茅ヶ崎市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平11規則29・平13規則36・一部改正、平16規則55・全改)

(規則で定める書類)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人の定款又はこれに準ずる書類
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (4) 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 茅ヶ崎市ケアセンター（以下「ケアセンター」という。）の管理に係る収支予算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平13規則36・一部改正、平16規則55・全改、平17規則2・平21規則2・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(平16規則55・追加)

(利用者の遵守事項)

第5条 ケアセンターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び附属設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外の場所で飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) その他関係職員の指示に従うこと。

(平12規則19・一部改正、平13規則36・旧第7条繰上・一部改正、平16規則55・旧第4条繰下・一部改正、平18規則14・旧第6条繰上)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、ケアセンターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平13規則36・旧第8条繰上・一部改正、平16規則55・旧第5条繰下、平18規則14・旧第7条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 ケアセンターの利用承認に関する手続については、この規則の施行の日前においても、この規則の例により行うことができる。

附 則 (平成11年規則第29号)

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第19号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第55号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市ケアセンター条例施行規則の例により行うことができる。

附 則 (平成17年規則第2号) 抄

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成18年規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。